

山梨県公報

第四百号

令和五年

八月七日

月 曜 日

目次

○土地改良区役員の就任	五三五
○公共測量の実施	五三五
○公聴会の実施	五三五
○監査の結果に基づく措置状況	五三五

公 告

●土地改良区役員の就任
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、南アルプス土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。
令和五年八月七日

一 就任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	就任年月日
監事	飯野富士雄	南アルプス市飯野八百九十二番地一	令和五年七月十三日

●公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和五年八月七日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 測量の種類 公共測量(道路三次元データ計測)
 - 二 測量の地域 山梨市の一部
 - 三 測量の期間 令和五年六月八日から令和五年十一月三十日まで

●公聴会の実施

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和五年八月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催期日 令和五年九月十一日(月)午後七時
- 二 開催場所 笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市役所本館三階三〇二会議室
- 三 聴こうとする案件 笛吹川都市計画道路(甲府バイパス(国道二十号))の変更に
ついて
- 四 意見書の提出先 甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 令和五年八月二十一日(月)午後五時十五分
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び峡東建設事務所並びに笛吹市まちづくり整備課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

監査委員

山梨県監査委員告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。
令和五年八月七日

山梨県監査委員 小林 厚
同 中込 正純
同 卯月 政人
同 宮本 秀憲

財政的援助団体等監査

- (1) 監査対象団体 監査実施日及び監査の結果は、令和5年3月27日発行（山梨県公報号外第15号）山梨県監査委員告示第3号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	公益財団法人 長田ふるさと財団
所管部(局)課	県民生活部 県民生活総務課
監査実施日	令和4年10月21日
監査の結果	団体が講じた措置等
(措置事項)	<p>特定費用準備資金等取扱い規則第6条第1項に、特定資産は、他の資金と明確に区分して管理することが定められているが、特定資産として保有している福祉向上助成事業資金、表彰事業資金及び法人運営資金について、個別に管理する主要簿としての総勘定元帳が、各特定資産ごとに作成されていなかった。</p> <p>(発生原因の検証結果) 特定資産ごとの総勘定元帳作成について、規則の認識不足により特定資産全体で作成してしまつた。</p> <p>(対応状況等) 令和4年度分総勘定元帳については、各特定資産ごとに任職し個別に管理することとした。(再発防止策) 今後は規則に則った仕訳処理について複数の職員でチェックし、再発防止に努める。 【県が講じた措置】 職員相互による確認を行い、適時適正な事務の執行や再発防止に努めるよう財団に対し指導した。</p>

監査対象団体	山梨県土地開発公社
所管部(局)課	リニア未来創造局 二拠点居住推進課
監査実施日	令和4年11月4日 令和5年2月7日
監査の結果	団体が講じた措置等
(措置事項)	<p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 山梨ビジネスパーク売却代未収金 511,178,450円</p> <p>1 (発生原因の検証結果) 山梨ビジネスパークにおいて、平成13年度及び平成14年度に売却した2区画の売却先の会社が破産したことにより、土地代金が未収金となっており、破産債権として計上している。現在は、破産手続きの中で、破産管財人から営業譲渡された別会社の所有となっている。 これまで他の債権者からの競売申立てや任意売却の協議を行ってきたが、債権の回収に至っていない状況である。 (対応状況等) 引き続き現所有者や他の債権者等の動向に注視しながら、土地の任意売却や競売等の最適な回収方法や実施時期を検討し、その実行により未収金の回収に努める。 (再発防止策) 今後は土地の割賦販売は行わず、売却代金の未収金が発生しないよう、契約時の確認を徹底</p>

2 公社が保有する山梨ビジネスパーク内の調整池(土地)について、固定資産原簿に記載されており、貸借対照表及び財産目録に資産として計上されていなかった。	2 (発生原因の検証結果) 当該土地は、山梨ビジネスパーク用地として取得し、その中に調整池を設置したもので、当初は簿面に算入していたが、販売対象土地ではないことから、平成12年度に資産から除外した。平成30年度に実施された監査での指導により、資産に計上されていない公社名義の土地を保有していることを明確にするため、土地の状況、登記事項証明書等を備えた資産台帳を作成し、管理してきた。 (対応状況等) 令和4年度決算処理において、備忘価額にて有形固定資産に計上する。 (再発防止策) 今後は、保有資産について、会計規程、企業会計等に則り、財務諸表へ計上することとする。 【県が講じた措置】 速やかに改善するとともに再発防止に努めるよう公社に対し指導した。
3 会計規程第74条に1本章に規定のない契約に関する事項については、山梨県財務規則、山梨県建設工事執行規則その他山梨県の契約関係の規則及び規程の例によるものとする。」と定められているが、平成27年4月1日付で単年度契約を締結以降、毎年度自動更新により対応している警備業務委託契約書について、契約解除のための暴力団排除条項及び違約金条項が設けられていなかった。	3 (発生原因の検証結果) 公社の警備業務については、平成20年度から単年度契約により委託を開始し、平成27年度から自動更新の条項を設け契約を行ってきた。平成23年4月の山梨県暴力団排除条例施行に伴い当該条項を追加し規程の整備をすべきところ失念していた。 (対応状況等) 令和5年度に暴力団排除条項の規定を設けた契約書を締結する。 (再発防止策) 今後は、各契約締結時に契約書の内容を十分確認し再発防止に努める。 【県が講じた措置】 速やかに改善するとともに再発防止に努めるよう公社に対し指導した。
4 事務決裁規程第4条第1項及び別表により、金額1,000万円以上5,000万円未満の収入の決定に関することについては、常任理事の専決事項とされているが、事務局長の決裁となっているものがあつた。	4 (発生原因の検証結果) 事務決裁規程の該当条項について確認が不十分であった。 (対応状況等) 令和4年度分について、速やかに常任理事の決裁を受けた。 (再発防止策) 今後は、事務決裁規程に則り、適正な事務

	<p>処理に努める。</p> <p>【果が講じた措置】 速やかに改訂するとともに再発防止に努めるよう公社に対し指導した。</p>
--	----------------------------------------------------------------------

<p>監査対象団体 公益財団法人 やまなみ文化基金</p> <p>所管部 (局) 課 観光文化部 文化振興・文化財課</p> <p>監査実施日 令和4年12月2日</p> <p>監査の結果 監査の結果</p>	<p>団体が講じた措置等</p>
<p>(指図書項)</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において作成することが定められている附属明細書が作成されていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>これまで財務諸表の注記の中に同内容が記載されていることから附属明細書を作成していなかった。</p> <p>附属明細書作成について、法令の規定及び財務諸表の注記に明細を記載する場合には、その旨の記載をもって作成省略が可能とする公益法人会計基準の規定について理解が不足していた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>令和4年度決算資料から財務諸表の末尾に「附属明細書 1 基本財産及び特定資産の明細 財務諸表の注記に記載のため省略」と記載する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>理事会、総務等の分野ごとに定期的に法令・基準等を確認する時間を設ける。 【果が講じた措置】 基金事務局に対し適切な事務の執行を指導した。</p>

<p>監査対象団体 山梨県住宅供給公社</p> <p>所管部 (局) 課 県土整備部 建築住宅課</p> <p>監査実施日 令和4年11月8日、9日</p> <p>監査の結果 監査の結果</p>	<p>令和5年2月7日</p> <p>団体が講じた措置等</p>
<p>(指図書項)</p> <p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 賃貸住宅未収金 2,950,071 円 退去者負担修繕未収金 4,783,835 円</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>いずれの未収金も、相当期間が経過した債権である。賃貸住宅未収金は、公社賃貸住宅の退去者の未収家賃であり、債務者の死亡、住所不明などにより、回収が困難となっている。退去者負担修繕未収金は、県営住宅入居者が退去時に負担する修繕費用の未収分であり、債務者の住所不明などから督促対応が滞っていた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>賃貸住宅未収金については、顧問弁護士とも相談を行い、相手方の状況を踏まえた回収対応</p>

<p>2 長期未収金について、次のとおり不備があった。</p> <p>①平成29年度以後の督促記録が整備されておらず、督促状況が確認できなかった。</p> <p>②退去者負担修繕未収金に関する取扱要領に、居住地が判明している者に対し督促等を発送することが定められているが、令和3年度に行った居住地再調査により居住地が判明した者に対し、発送されていないかった。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>①債務者の死亡、住所不明などにより、通常の督促対応では回収が困難な状況となっていたことから、督促対応自体が滞っていた。</p> <p>②退去者負担修繕未収金については、令和3年度に居住地再調査を実施し、居住地が判明した者へ督促状送付を計画していたが、他の業務と重なるなどにより、督促状の発送対応が滞っていた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>①顧問弁護士とも相談を行い、相手方の状況を踏まえた回収対応を検討している。</p> <p>②居住地が判明した者に対し督促状を発送し、一部未収金を回収した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>①公社賃貸住宅の退去者に係る未収金については、顧問弁護士とも相談し、相手方の状況に応じた法的対応を検討するなど、今後とも可能な限り未収金の回収に努めるとともに、対応等の記録も整備する。</p> <p>②督促状の発送にあたっては、複数の職員で発送スケジュールを共有し、発送状況の進捗管理を行い、適時な督促状発送に努める。</p> <p>【果が講じた措置】 通常の督促対応では回収が困難な未収金については、督促未実施の理由やその状況等についても記録を残すよう指導した。</p> <p>督促状については、発送漏れがないよう組織内でのチェック体制の強化を指導した。</p>
<p>3 消費税の還付加算金は消費税の課税対象とはならないが、令和2年度の消費税確定申告に係る還付加算金を消費税の課税対象として会計処理しており、消費税が過天に納付され</p>	<p>3 (発生原因の検証結果)</p> <p>消費税の還付加算金については毎年発生するものではなく、事務処理について不備があったため、甲府税務署からの「国税還付金</p>

<p>4 公社所有地に係る使用許可について、毎年度、使用料の収入を行っているが、使用料や使用許可期間等の根拠となる書類が確認できなかった。</p> <p>5 県営住宅遊具撤去補修工事において、工事請書に添付された工事設計書に遊具撤去に伴う産業廃棄物の運搬処分費が計上されていたにもかかわらず、当該運搬処分が終了する前に、請負代金が支払われているものがあつた。</p>	<p>届出通知書に記載の「課税対象」という表現を「消費税の課税対象」と誤った認識で処理を行った。</p> <p>(対応状況等) 税務署にも照会するなど、消費税の還付加算金の正しい会計処理の確認を行った。 なお、過大納付した消費税の更正の請求は、公社顧問会計士に相談を行い対応する。</p> <p>(再発防止策) 今回の件も含め、通常とは異なる事案が生じた場合や不明な点があれば、関係機関に問い合わせるなど、適切な会計処理を行うこととする。</p> <p>【県が講じた措置】 公社内で事務処理について確認するとともに、不明な点が生じた場合には関係機関に確認を行うなど、再発防止に努めるよう指導した。</p> <p>4 (発生原因の検証結果) 使用許可等の根拠となる書類を元に事務処理を行うべきところ、過去からの請求状況を踏まえ、公社と事業者間で設置本数等の確認を行い、処理を行っていた。</p> <p>(対応状況等) 設置状況の確認を行うとともに、事業者から公社財産使用許可申請を提出させるなど、根拠書類の整備を行った。</p> <p>(再発防止策) 根拠書類の保管については、紙媒体での保管に加え、電子データでの保存 (PDF) も併せて行うこととした。</p> <p>【県が講じた措置】 使用許可書等関連資料の整備状況を確認した。 今後は使用許可書に基づく適正な処理を行うよう指導した。</p> <p>5 (発生原因の検証結果) 産業廃棄物の運搬処分状況について、確認が不十分であり、最終処分が完了していない段階で支払いを行ってしまった。</p> <p>(対応状況等) 当該工事については、マニュアルにより最終処分の確認を行った。</p> <p>(再発防止策) 産業廃棄物が発生する工事に係る契約業務の履行確認においては、マニュアルにより最終処分を確認したうえで支払いを行うよう徹底する。</p> <p>【県が講じた措置】</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>6 県営住宅等管理業務仕様書に暴力団の排除措置が定められているが、県営住宅等退去修繕等基本契約書において、契約解除のための暴力団排除条項が設けられていなかった。</p>	<p>産業廃棄物の処分については、マニュアルを確認してから支出するよう、組織内でのチェック体制の強化を指導した。</p> <p>6 (発生原因の検証結果) 認識不足により、契約解除のための暴力団排除条項が欠落していることに気付かなかった。</p> <p>(対応状況等) 令和5年度からの契約において、契約解除のための暴力団排除条項を追加した。</p> <p>(再発防止策) 契約解除のための暴力団排除条項を改めて職員に周知し、契約書への条項追加を徹底した。</p> <p>【県が講じた措置】 改正された契約書に暴力団排除条項が設けられていることを確認し、再発防止に努めるよう指導した。</p>								
<table border="1"> <tr> <td>監査対象団体</td> <td>公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター</td> </tr> <tr> <td>所管部 (局) 課</td> <td>警察本部 組織犯罪対策課</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和4年11月15日</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>監査の結果</td> </tr> </table> <p>(指導事項) 財務諸表に対する注記において、満期保有目的債券の評価基準及び評価方法は原則として償却原価法によるとされているが、基本財産として運用している投資有価証券のうち、取得価額と債券金額の差が多額な債券について、償却原価法が採用されていなかった。</p>	監査対象団体	公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター	所管部 (局) 課	警察本部 組織犯罪対策課	監査実施日	令和4年11月15日	監査実施日	監査の結果	<p>(発生原因の検証結果) 基本財産の投資有価証券のうち、取得価額と債券金額の差額が多額な債券に対しては、償却原価法を採用するとの認識が職員になかったため、同法が採用されていなかった。</p> <p>(対応状況等) 令和5年度から償却原価法を採用することとした。</p> <p>(再発防止策) 同様の事態が発生しないよう、全職員に償却原価法に関する知識の共有を図った。</p> <p>【県が講じた措置】 償却原価法に関する知識の共有を図るとともに、計画的な債券の運用に努めるよう指示徹底した。</p>
監査対象団体	公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター								
所管部 (局) 課	警察本部 組織犯罪対策課								
監査実施日	令和4年11月15日								
監査実施日	監査の結果								
<table border="1"> <tr> <td>監査対象団体</td> <td>公益財団法人 やまなし産業支援機構</td> </tr> <tr> <td>所管部 (局) 課</td> <td>産業労働部 産業政策課</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和4年12月12日、13日</td> </tr> <tr> <td>監査実施日</td> <td>令和5年2月9日</td> </tr> </table> <p>(指導事項) 1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 設備貸与事業 (割賦販売事業・リース事業) に係る未収金 457,678,331円</p>	監査対象団体	公益財団法人 やまなし産業支援機構	所管部 (局) 課	産業労働部 産業政策課	監査実施日	令和4年12月12日、13日	監査実施日	令和5年2月9日	<p>1 (発生原因の検証結果) この未収金は、設備を割賦購入またはリースをした企業が経営状況の変化などにより約定通りの返済ができず、発生したものである。</p> <p>(対応状況等) 未収金については、企業と面談を行い、返済</p>
監査対象団体	公益財団法人 やまなし産業支援機構								
所管部 (局) 課	産業労働部 産業政策課								
監査実施日	令和4年12月12日、13日								
監査実施日	令和5年2月9日								